

第7 屋内タンク貯蔵所

1 貯蔵量

屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、1のタンク専用室内にある容量の合計量をいうものである。したがって、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが2以上ある場合であっても、その量の合計が指定数量以上である場合は、屋内タンク貯蔵所に該当する。

2 位置、構造及び設備の基準

(1) 通気管

アルコール貯蔵タンクの通気管にあつては、大気弁付通気管を設置することができる。

(2) 自動表示装置等

ア 危政令第12条第1項に規定する屋内タンク貯蔵所であつて、同条同項第9号に規定する注入口付近においてタンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものにあつては、注入口付近にタンク内の危険物の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。

イ 危政令第12条第2項第2号に規定する「注入口付近に設ける危険物の量を容易に覚知することができる場合」には自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。

(3) ポンプ設備

ア ポンプ設備の周囲には点検、修理等のための適当な空間を保有すること。

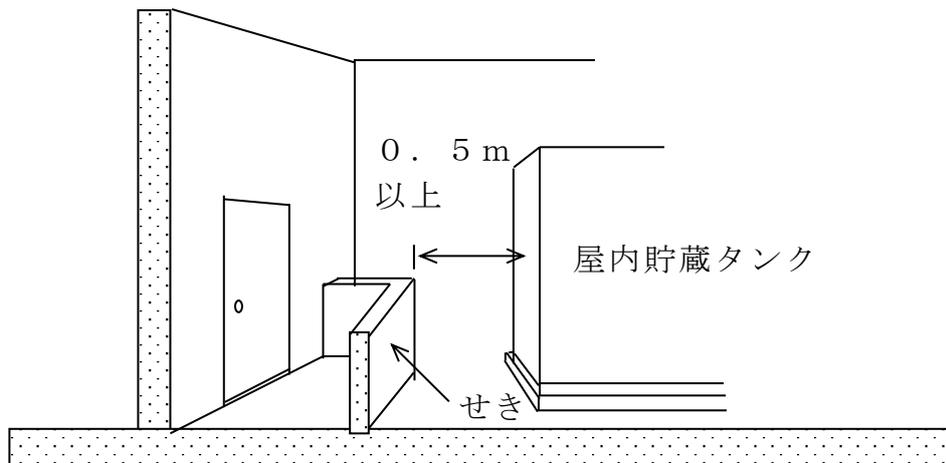
イ ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けた場合は、せきの内側（タンク側）にポンプ設備を設けないこと。

(4) 出入口のしきい等

ア 危政令第12条第1項第17号の規定により設けるしきいによって、貯蔵する危険物の全量を収容することができないものにあつては、当該危険物の全量を収容できるしきいの高さとするか、又はこれに代わるせきを設けること。この場合、せきは鉄筋コンクリート造又は、鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該せきと屋内貯蔵タンクとの間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。

イ 危政令第12条第2項第8号に規定される屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造とは、出入口のしきいの高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できるものとする。

(第7-1図) せきを設ける例



(5) タンクの固定

タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定すること。

3 危険物から除外される動植物油類の屋内貯蔵タンク

危省令第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管」については、「第6屋外タンク貯蔵所」、2，4の例によること。